

利害関係者の認定基準

認定基準	具体例
1 一定の事実が市内に存在することにより、市の行政に利害関係を有する状態が継続して生じ、または生ずることが確実に予想される者。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に不動産を所有している者であって、当該不動産に関連する土地利用、都市計画、道路、環境、災害対策等に係る行政文書の公開を請求するもの。 ・市の施設の定期的な利用者であって、当該施設に係る行政文書の公開を請求するもの。 ・市内の学校に子どもを通学させている父母であって、市の学校行政に係る行政文書の公開を請求するもの。
2 隣接市町村に居住し、市の行政により生活に影響を受けるなど、市の行政に利害関係を有し、または有することが確実に予想される者。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政により居住環境に直接影響を受けている隣接市町村の居住者であって、当該居住地域に関連する環境行政に係る行政文書の公開を請求するもの。
3 市が行う公法行為、私法行為により市の行政に利害関係を有し、または有することが確実に予想される者。	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行った行政処分により自己の権利、利益等に直接影響を受けた者であって、当該行政処分に係る行政文書の公開を請求するもの。 ・市との契約により自己の権利、利益等に直接影響を受けた者であって、当該契約に係る行政文書の公開を請求するもの。
4 市内における災害等の発生のため被害を受けたことにより、臨時的に市の行政に利害関係を有する者。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の宿泊施設に宿泊して火災等の被害を受けた者であって、当該宿泊施設に対する許可等に係る行政文書の公開を請求するもの。
5 その他上記に類し、市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、または直接影響を受けることが確実に予想される者。	